

貯金規定およびカード規定等の一部改正について

J Aバンク香川では、平成29年1月10日からA T Mの取引機能強化を図り、お取引されているJ Aだけでなく県内外にある他J AのA T M（ただし、提携していないJ AのA T Mは除く。）においても、通帳による預入れや定期貯金の口座開設等ができるようになりました。つきましては、貯金規定およびカード規定等を一部改正しましたので、詳細につきましては、以下の改正内容（新旧対照表）をご覧ください。

1. 貯金規定

A T Mの取引機能強化(全国および県内ネットの通帳入金・定期貯金口座開設等の取扱開始)に伴う改正を行います。

詳細につきましては、以下のとおりとなります。

(1) 新旧対照表

【普通貯金規定】・【普通貯金無利息型（決済用）規定】

(改正後)	(改正前)
<p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。<u>また、一部を除き、当組合が提携した県内外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。</u></p>	<p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。<u>(追加)</u></p>
<p>2. (証券類の受入) ~15. (規定の変更等) (省略)</p>	<p>2. (証券類の受入) ~15. (規定の変更等) (省略)</p>

【総合口座取引規定】・【総合口座（普通貯金無利息型）規定】

(改正後)	(改正前)
<p>1. (総合口座取引) (省略)</p>	<p>1. (総合口座取引) (省略)</p>
<p>2. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。<u>また、一部を除き、当組合が提携した県内外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。</u></p> <p>(2) 定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。<u>また、定期貯金の自動化機器における預入れは、当店のほか、一</u></p>	<p>2. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 普通貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通貯金の払戻しを含みます。)ができます。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、2件目以降の預入れは当店のほか当組合のどこの店舗でも取扱います。<u>(追加)</u></p>

部を除き、当組合の他の本・支店および当組合が提携した県内外の農業協同組合においても取扱います。	
3. (定期貯金の自動継続) ～19. (規定の変更等) (省略)	3. (定期貯金の自動継続) ～19. (規定の変更等) (省略)

【営農貯金規定】

(改正後)	(改正前)
1. (貯金の目的) (省略)	1. (貯金の目的) (省略)
2. (取扱店の範囲) この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 <u>また、一部を除き、当組合が提携した県内外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。</u>	2. (取扱店の範囲) この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 <u>(追加)</u>
3. (証券類の受入れ) ～16. (規定の変更等) (省略)	3. (証券類の受入れ) ～16. (規定の変更等) (省略)

【貯蓄貯金規定】

(改正後)	(改正前)
1. (取扱店の範囲) この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 <u>また、一部を除き、当組合が提携した県内外の農業協同組合の自動化機器においても、通帳による預入れができます。</u>	1. (取扱店の範囲) この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 <u>(追加)</u>
2. (証券類の受入れ) ～16. (規定の変更等) (省略)	2. (証券類の受入れ) ～16. (規定の変更等) (省略)

(2) 実施日

平成29年1月10日

2. カード規定等

J A キャッシュカードによる振込み、マルチペイメント収納等、J A S T E M - A T M の機能強化にかかる記載追加およびその他所要事項の修正を行います。

詳細につきましては、以下のとおりとなります。

(1) 新旧対照表

【カード規定】・【I C カード規定】

(改正後)	(改正前)
<p>1. (カードの利用) (省略)</p> <p>① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）および当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金、<u>営農貯金</u>または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 当組合、<u>一部の提携組合</u>および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p>④ <u>当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合</u></p> <p>⑤ (省略)</p>	<p>1. (カードの利用) (省略)</p> <p>① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）および当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金、<u>(追加)</u>または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 当組合および<u>県内の提携組合</u>の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>④ (省略)</p>

<p>2. (貯金機による入金)～5. (振込手数料) (省略)</p> <p>6. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込) (1) 代理人(本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか1名に限ります。)による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名(削除)、暗証を届出てください。 この場合、当組合は代理人のためのカード(以下、「代理人カード」といいます。)を発行します。 (2)～(3) (省略)</p> <p>7. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)～17. (規定の適用) (省略)</p>	<p>2. (貯金機による入金)～5. (振込手数料) (省略)</p> <p>6. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込) (1) 代理人(追加)による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名(署名)、暗証を届出てください。 この場合、当組合は代理人のためのカード(以下、「代理人カード」といいます。)を発行します。 (2)～(3) (省略)</p> <p>7. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)～17. (規定の適用) (省略)</p>
--	--

【法人用カード規定】・【法人用ICカード規定】

(改正後)	(改正前)
<p>1. (カードの利用) (省略) ①～③ (省略) ④ <u>当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等(以下「マルチペイメント収納機関」といいます。)</u>に対して、<u>当組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス(以下「Pay-easy(ペイジー)」</u>と <u>いいます。)</u>を利用する場合。また、<u>当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関</u>に対して、<u>当該提携組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy(ペイジー)を利用する場合</u> ⑤ (省略)</p> <p>2. (貯金機による入金)～17. (規定の適用) (省略)</p>	<p>1. (カードの利用) (省略) ①～③ (省略) <u>(追加)</u> ④ (省略)</p> <p>2. (貯金機による入金)～17. (規定の適用) (省略)</p>

(2) 実施日

平成29年1月10日